三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

２１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年二月七日

国土交通大臣　前田　武志

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事（和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九渕字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡すさみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで）並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　和歌山県田辺市稲成町字北江原、字峯ノ原、字東江原及び字小家川、秋津町字青木、字大峯、字峯ノ庄、字田尻、字中芝、字東八町及び字矢矧、下万呂字目座、字平谷及び字片山、中万呂字大谷、字柿谷、字善福寺平、字田中代及び字矢田ヶ谷、上万呂字三光寺前、字川端、字法町及び字後呂地並びに新庄町字東橋谷、字稲妻及び字長井谷地内

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字荒堀、字峠、字大内谷及び字津呂塗屋並びに岩崎字大泓、字寺谷、字坊垣内及び字蓮ヶ池地内

和歌山県西牟婁郡白浜町十九渕字血深谷、字砥石谷、字仲山、字伊勢谷土手内、字近塔、字津越、字赤阪、字辰ノ口及び字田ノ口、富田字小倉崎、字田之口、字石経、字芝山及び字市部田、矢田字馬瀬谷、大古字池ヶ谷、字山﨑、字須川、字山﨑前、字中ノ町、字尾鼻、字七板、字寺之前、字中仙場、字岩井、字下モ田、字建岩前、字街道前及び字秋葉前並びに安宅字清水、字前地、字下地、字下モ山及び字雨田地内

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見字保留、字滝尻、字駒爪、字笹谷口、字柱谷、字津江地、字上ミ坂、字蛇原、字立野中山、字狭間、字芝崎、字四十分、字火尻神、字菅原、字大谷口及び字大来帰谷、和深川字北添、字寺之谷、字井栗谷、字鴻之谷、字久保、字下モ平及び字新屋前並びに江住字片倉谷、字古々谷、字露之谷口、字カンジャ及び字丸嶋地内

２　使用の部分　和歌山県田辺市稲成町字北江原、字峯ノ原、字東江原及び字小家川、秋津町字青木、字大峯、字峯ノ庄、字田尻、字中芝、字東八町及び字矢矧、下万呂字目座、字平谷及び字片山、中万呂字大谷、字柿谷、字善福寺平、字田中代及び字矢田ヶ谷、上万呂字三光寺前、字川端、字法町及び字後呂地並びに新庄町字東橋谷、字稲妻及び字長井谷地内

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字荒堀、字峠、字大内谷及び字津呂塗屋並びに岩崎字大泓、字寺谷、字坊垣内及び字蓮ヶ池地内

和歌山県西牟婁郡白浜町十九渕字血深谷、字砥石谷、字仲山、字伊勢谷土手内、字近塔、字津越、字赤阪、字辰ノ口及び字田ノ口、富田字小倉崎、字田之口、字石経、字芝山及び字市部田、矢田字馬瀬谷、大古字池ヶ谷、字山﨑、字須川、字山﨑前、字中ノ町、字尾鼻、字七板、字寺之前、字中仙場、字岩井、字下モ田、字建岩前、字街道前及び字秋葉前並びに安宅字清水、字前地、字下地、字下モ山、字雨田及び字宝谷地内

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見字上ミ山、字保留、字滝尻、字駒爪、字笹谷口、字柱谷、字津江地、字上ミ坂、字蛇原、字立野中山、字狭間、字芝崎、字四十分、字火尻神、字菅原、字大谷口、字大来帰谷、字曲利、字見老津郷及び字稲村、和深川字北添、字寺之谷、字井栗谷、字鴻之谷、字久保、字下モ平及び字新屋前並びに江住字片倉谷、字太郎兵衛谷、字古々谷、字露之谷口、字カンジャ及び字丸嶋地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県田辺市稲成町字北皆代地内の南紀田辺インターチェンジから同県西牟婁郡すさみ町江住字丸嶋地内のすさみインターチェンジ（仮称）までの延長38.0㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により阻害される県道の従来の機能を維持するための拡幅工事は、同条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第６条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線（以下「本路線」という。）は、松原市を起点として、和歌山市、田辺市等を経由して和歌山県東牟婁郡那智勝浦町に至る延長約205㎞の路線である。

本路線が通過する和歌山県南部地域（以下「本地域」という。）には、温泉、海水浴場のほか、世界遺産に登録された熊野参詣道等の観光資源があり、県内外から観光客が訪れている。また、本地域は水産業が盛んであり、まぐろ、かつお等が京阪神方面等に出荷されている。

しかしながら、本地域における観光や物流を担う主要幹線道路は一般国道42号しかなく、本件区間に対応する区間は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が多数存在するうえ、自然災害により通行止めとなるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続し、本地域と京阪神圏とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られるとともに、自然災害発生時における一般国道42号の代替路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等へ与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である和歌山県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成８年11月及び平成11年11月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によ